

## 4 「水俣病問題の解決への取組み」について

### 1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定について

昭和 44 年(1969 年)に法律による認定制度が始まり、昭和 49 年(1974 年)に現行の「公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)」が施行されました。現在、同法に基づき認定業務を行っています。

なお、平成 21 年(2009 年)7 月 8 日に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(以下「特措法」という。)」に基づく救済の申請受付は平成 24 年(2012 年)7 月 31 日に終了しましたが、公健法の認定申請については、引き続き受け付けています。

公健法の認定申請件数 (平成 30 年(2018 年)3 月 31 日現在)	890 件
---	-------

### 2 水俣病被害者特別措置法に基づく救済措置について

平成 16 年(2004 年)10 月 15 日の水俣病関西訴訟最高裁判決以降、熊本・鹿児島両県に対する公健法に基づく水俣病認定申請者の増加や、チッソや国・県に対する損害賠償請求訴訟等を受けて、平成 21 年(2009 年)7 月 8 日に特措法が成立しました。これを受けて、平成 22 年(2010 年)4 月 16 日に「救済措置の方針」が閣議決定され、関係県では平成 22 年(2010 年)5 月 1 日から平成 24 年(2012 年)7 月 31 日まで、水俣病被害者救済申請を受け付けました。熊本県では、平成 26 年(2014 年)8 月には全ての判定が終了し、3 万 7 千人を超える方が救済を受けられました。

特措法の申請件数 (平成 26 年(2014 年)8 月 29 日公表)	42,757 件 (うち救済の対象となった方 37,613 人)
---	-------------------------------------

### 3 水俣病関係の訴訟

平成 29 年(2017 年)3 月末現在で係争中の訴訟は、国家賠償請求訴訟 5 件、水俣病認定等を巡る行政訴訟 1 件の、計 6 件です。

#### (1) 国家賠償請求訴訟

- 水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟
- ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟(熊本)
- ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟(東京)
- ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟(近畿)
- 損害賠償請求訴訟

#### (2) 水俣病認定等を巡る行政訴訟

- 水俣病認定義務付等請求訴訟

#### 4 水俣病対策事業の新しい取組

国と熊本県は関西訴訟最高裁判決後、熊本県からの提案を踏まえ、平成 17 年(2005 年)4 月に環境省が発表した今後の水俣病対策を受け、様々な水俣病対策に取り組んでいます。(第 8 章 水俣病対策事業を参照)

ここでは、その中から平成 29 年度(2017 年度)に実施した「胎児性水俣病患者等の住生活に係る不安解消事業」を御紹介します。

この事業ではまず、在宅で生活されている胎児性・小児性水俣病患者やその御家族の方々の高齢化に伴う、住まいの場や日常生活など住生活への不安や必要な支援について、患者及び御家族の方々、支援者の方々などへの聞き取りにより調査を行いました。そして、調査の結果ニーズが多かった「住み慣れた自宅での生活の継続」を中心としながら、「安心できる住宅・施設への入居・入所の支援」についても併せて、実現に向けた支援策の検討を行い、支援者や専門家の意見も踏まえて、平成 29 年(2017 年)11 月に胎児性・小児性水俣病患者の住生活不安解消に係る今後の支援の方向性を取りまとめました。今後はこの取りまとめ結果を踏まえ、住生活に係る不安解消につながるよう引き続ききめ細かな取組を行っていきます。